

別表 1-1 (ワンストップ相談窓口の設置) 【新規】

市町村が実施する創業支援事業 (丸森町)

創業支援事業の目標
<p>丸森町商工観光課に創業支援担当窓口を置くとともに、町の委託事業により町内の空き施設等にビジネスサポートセンターを新たに設置し、ワンストップ相談窓口を設ける。</p> <p>平成26年度の丸森町商工会における創業に係る窓口相談者が2人あったが、創業までは至らなかったことを参考として、本計画に基づく本町の事業実施により、支援対象者数5人、創業者数2人を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援対象者数5人 創業者数2人
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p><相談窓口></p> <p>町商工観光課に創業支援担当窓口を置くとともに、町の委託事業により町内に専門家を配置したビジネスサポートセンターを開設して、相談内容に応じて支援事業の情報提供や参加促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業、町の担当部署などにつなぐワンストップ相談窓口を設ける。</p> <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">1. ターゲット市場の見つけ方 ビジネスサポートセンターが連携し市場ニーズを把握し、情報提供する。2. ビジネスモデルの構築の仕方 ビジネスサポートセンターが顧客、ニーズへの対応、採算性についてアドバイスを実施するとともに、町が創業に向けた支援を図る。3. 売れる商品・サービスの作り方 ビジネスサポートセンターが、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。4. 適切な価格の設定と効果的な販売方法について ビジネスサポートセンターが、販路開拓のためのマッチング支援を行う。5. 資金調達 空き店舗活用補助事業 (別紙1-2) の要件を満たす者には、町が補助金を交付するほか、ビジネスサポートセンターが、資金調達へのアドバイスや金融支援を町内金融機関や日本政策金融公庫と連携して行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、県や町が公的制度融資や利子補給を行う。6. 事業計画書の作成 ビジネスサポートセンターが、事業計画書の策定について町内金融機関と連携してアドバイスをを行う。7. 許認可、手続き ビジネスサポートセンターが、創業手続き・許認可についてアドバイス、関係機関への連絡を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

町及びビジネスサポートセンターが、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアドバイスを行う。

〈創業支援機関との連携〉

・創業支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、丸森町が創業支援カルテとして整理し管理する。カルテには、製品、販路、販売方法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

〈特定創業支援事業について〉

・町は、創業支援事業者が1か月以上にわたり開催する「ビジネススクール（別表2）」を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けた者について「特定創業支援事業」を受けた者とし、町が証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により常に体制を改善していくこととする。
・特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等にて確認する。
・創業後についても、町とビジネスサポートセンターと連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町の広報誌やホームページへの掲載、プレスリリース等により広くPRする。
・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関もこの方針を徹底する。

(2) 創業支援事業の実施方法

・丸森町商工観光課に担当窓口を設置するとともに、町の委託事業により町内に専門家を配置したビジネスサポートセンターを設置してワンストップ相談窓口とする。また、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口それぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。また、町広報誌に加えて、特設webサイトを立ち上げるとともに、プロモーション動画を作成して配信するなどして、相談窓口設置等を広くPRしていくこととする。
・必要な予算については、町が手当することとする。
・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、個人情報保護に配慮しつつ、丸森町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。
・関係機関との連携を密にするため、必要に応じて関係機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日
変更箇所については平成27年5月20日～平成32年3月31日

別表 1-2 (空き店舗活用創業者への補助) 【既存】

市町村が実施する創業支援事業 (丸森町)

創業支援事業の目標
<p>空き店舗活用事業補助を行うことにより、創業実現と創業後の経営安定化を支援する。</p> <p>平成26年度の補助実績は1件であったが、町内での店舗の移転によるものであり創業に対する補助は0件であった。</p> <p>当事業の周知・活用を図り、支援対象者数5人、創業者数2人を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・支援対象者数5人 創業者数2人
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p>町では、創業支援事業として、空き店舗活用事業補助を実施することにより、創業時の設備投資等の負担軽減を図る。</p> <p>【対象補助】 空き店舗活用事業補助金</p> <p>【対象者】</p> <ol style="list-style-type: none">① 町内にある空き店舗を活用して開業すること。② 同一の者が同一店舗で開業する最初の事業であること。③ 開業者が町内に住所を有するか、又は町内に住所を有する者を雇用すること。 <p>【補助対象経費】 空き店舗の改装費及び器械設備費とし、1事業50万円以上のものとする。</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の2分の1以内とし、150万円を限度として予算で定める額とする。 ただし、国、県その他機関の補助事業の対象となった経費は、補助対象経費としない。</p> <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none">・町商工観光課に窓口を設置し、随時、相談や申請受付の対応を行う。 <p>また、周知チラシ等を作成して窓口や、新たに設置するビジネスサポートセンター内に置くほか、町ホームページなどWebを活用して当該制度の周知徹底を図る。</p>
計画期間
平成27年4月1日～平成32年3月31日 変更箇所については平成27年5月20日～平成32年3月31日

別表2（ビジネススクール）【新規・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業（一般社団法人MAKOTO）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人MAKOTO (2) 住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡5丁目12番55号 (3) 代表者の氏名 代表理事 竹井智宏 (4) 連絡先 TEL：022-352-8850 FAX：020-4623-4541 担当者：本多智訓
創業支援事業の目標
・ビジネススクールは、創業希望者の経営基礎を修得する機会として開設し、年1回5人を対象とし、うち2名について、1年以内の創業を目指す。 ・平成26年度における関係機関（丸森町商工会）の創業に係る窓口相談者が2名だったが、町が設置するビジネスサポートセンター等と連携を図ることにより、2倍以上の5名の受講者を目標とした。 ・受講終了後もフォローすることにより創業実現まで支援を行うこととし、2名の創業を目指す。 ・支援対象者数5人 創業者数2人
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容 ＜ビジネススクール＞【新規・特定創業支援事業】 創業希望者を対象とする複数人向けビジネススクールを年1回（全6コマ、1コマ90分）と個別対応ビジネススクール（随時）を実施する。 受講終了後も商工会の指導員やビジネスサポートセンターがフォローすることとし、金融機関とも連携しながら支援を行う。複数人向けビジネススクールの開始時期はおおむね10月～11月で、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。 個別対応ビジネススクールは、複数人向けビジネススクールで必要な知識を身に付けることができなかった方の希望に応じて講義を実施する。 ビジネススクールを4回以上受講し、4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）全てを身につけた者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。 「ビジネススクール」（案） ① 複数人向けビジネススクール ・マーケティング【経営】【販路開拓】 ・ビジネスアイデアの出し方【経営】【販路開拓】 ・組織マネジメント基礎【経営】【人材育成】 ・アカウンティング基礎【経営】【財務】 ・資金調達基礎【財務】 ・先輩企業家講演【経営】【人材育成】 ※【 】は身に付く知識 ② 個別対応ビジネススクール ・【経営】【販路開拓】【人材育成】【財務】のいずれかに関する個別講義

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・ビジネスサポートセンター内や町の会議室を無償で提供してもらうなどして実施することとし、会場準備、機材の準備等をはじめ、カリキュラムの策定、講師選定を当法人が行う。ビジネスサポートセンターの特設WEBサイトで施策のPRを行う。
- ・卒業生については、県などの公的融資制度、町の空き店舗活用事業補助制度を紹介し、積極的に活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。
- ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。

計画期間

平成27年5月20日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第6回認定日以降の申請が対象となる。